

山田緑地基本計画における各区域の管理方針

	保護区域	保全区域	利用区域Ⅰ	利用区域Ⅱ
植生の考え方	守るゾーン 「30世紀の森」の根幹となる区域として、また生物相の多様性を保ちさらに拡大させていく区域として、巨樹を育み極相林へ遷移させるゾーン	維持するゾーン 生物相を保つ区域として、現況植生を維持していくゾーン	育成するゾーン 多様な生物相を紹介するため、集約した生物環境を創出し、人々が生物に出会う機会をおおくもてるよう工夫したゾーン	育成するゾーン 現在の植生を改変して、林床利用や景観の配慮を加え、人々に自然の美しさ楽しさを伝えるゾーン
管理の考え方	管理しない 原則として植生をコントロールする管理は行わない。ただし、管理者によるパトロール、災害復旧のための管理などは行う。	管理する 目標としている植生の維持及び創出を目的とした林床の清掃や実生木の伐採などの植生管理を行う。	管理する 目標としている植生の維持及び創出を目的とした植生管理である。区域によっては、さらに植生密度管理などの積極的な管理も行ってゆく。	修景管理する 積極的に植生管理を行い、林床利用や景観配慮のための植物管理を行う。
利用の考え方	立ち入りを禁止する 原則として立ち入りを禁止し、一切利用させないゾーン(サンクチュアリー)とする。	制限利用する 一般利用者が一定の制限のもとで立ち入り、許可された内容の利用のみ行える。 (制限例) 管理者が定めた施設内に限り、自由に立ち入って利用することができる。(例:園路、観察施設) 管理者の許可したイベントに参加している時に限り、そのイベントの行為として立ち入って利用することができる。 管理者が認めたものが付き添って立ち入り、利用する。 管理者に申請し、許可された範囲内で立ち入り、利用する。	利用する 原則として、特別な立ち入りの制限や利用の制限や利用の制限を行わないゾーンを設ける。	

